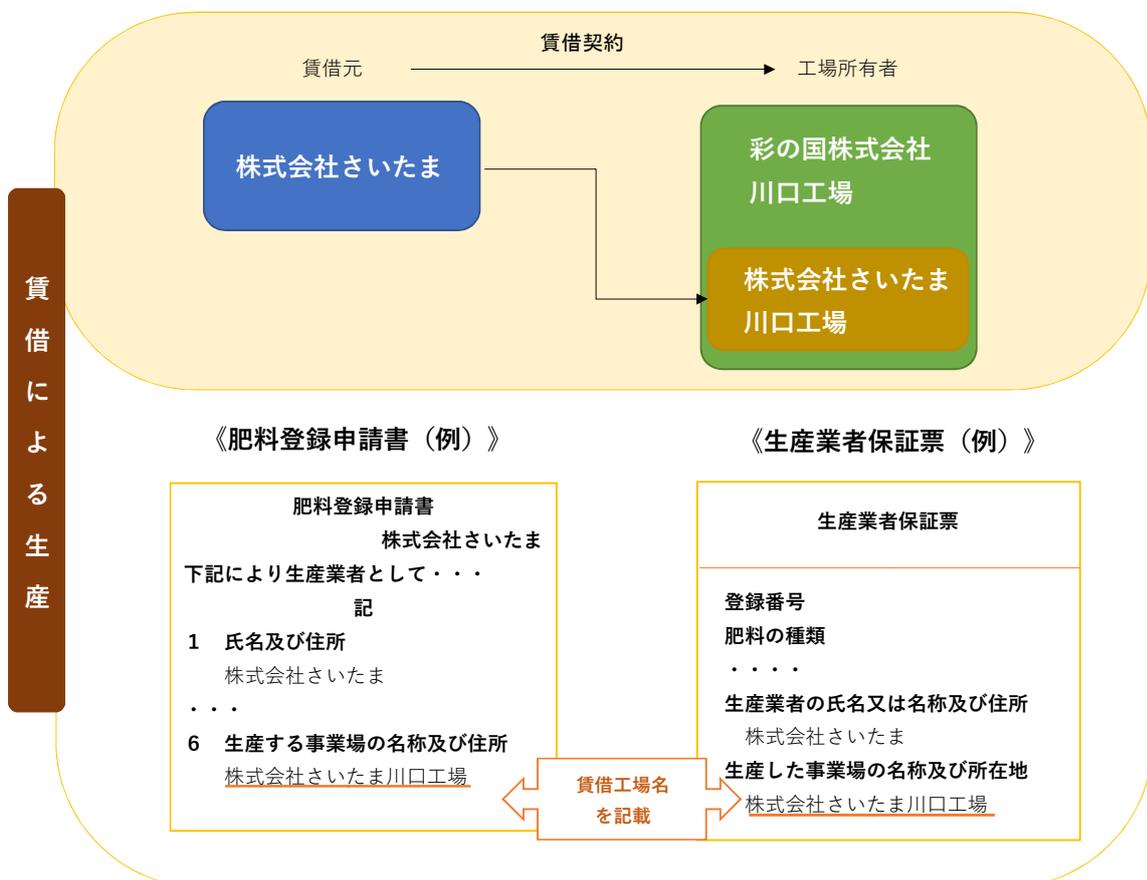
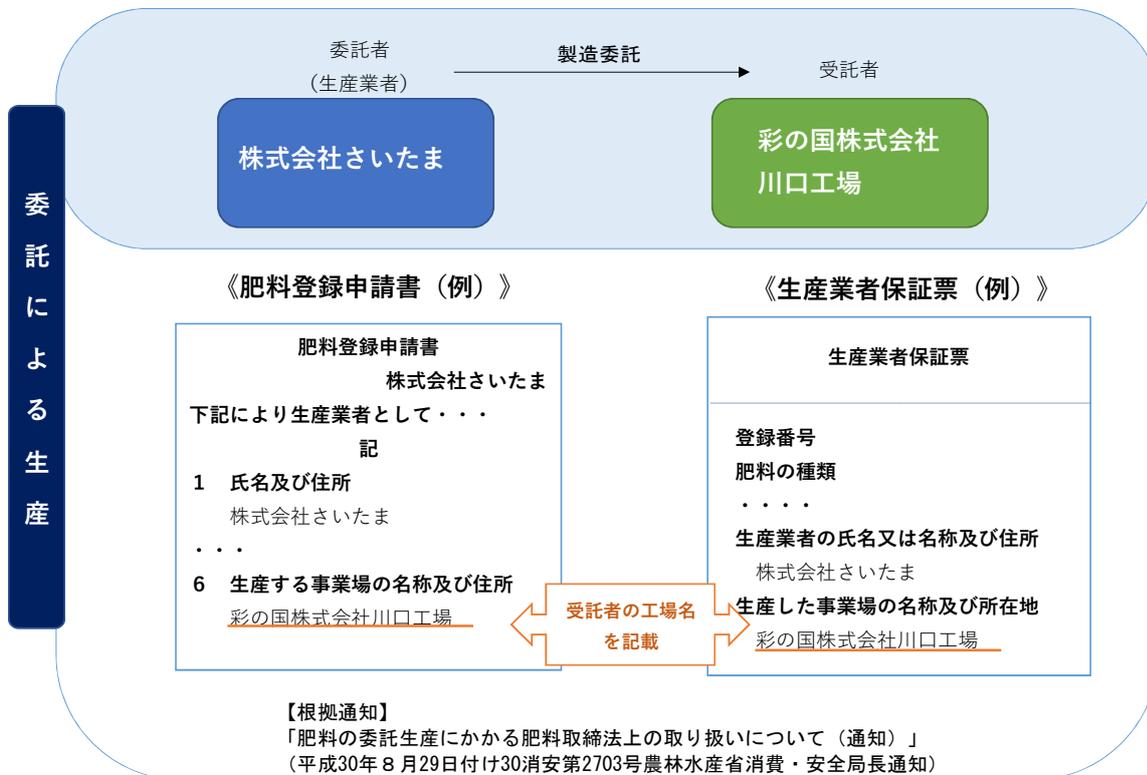


○委託生産と賃借における登録申請書・保証票の記載方法の違い

委託生産と賃借による生産では、生産する事業場の名称の記載が異なります。



○ 委託において略称を使用する場合の届出の考え方

委託生産においても、生産事業場の略称による表示が可能です。この場合は、

- ・委託者（例：株式会社さいたま）が
- ・受託先の生産事業場（例：彩の国株式会社川口工場）に対して
- ・使用する略称（例：SAK）を

「肥料生産事業場に係る略称届出書」（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第11条第3項）により届出を行ってください。

なお、賃借による生産を行っていた生産者が、委託生産を開始する場合、全て委託に切り替える場合と賃借を継続する場合で取り扱いが異なりますので、以下の点にご留意ください。

【賃借による生産から全ての銘柄を委託生産に変更する場合】

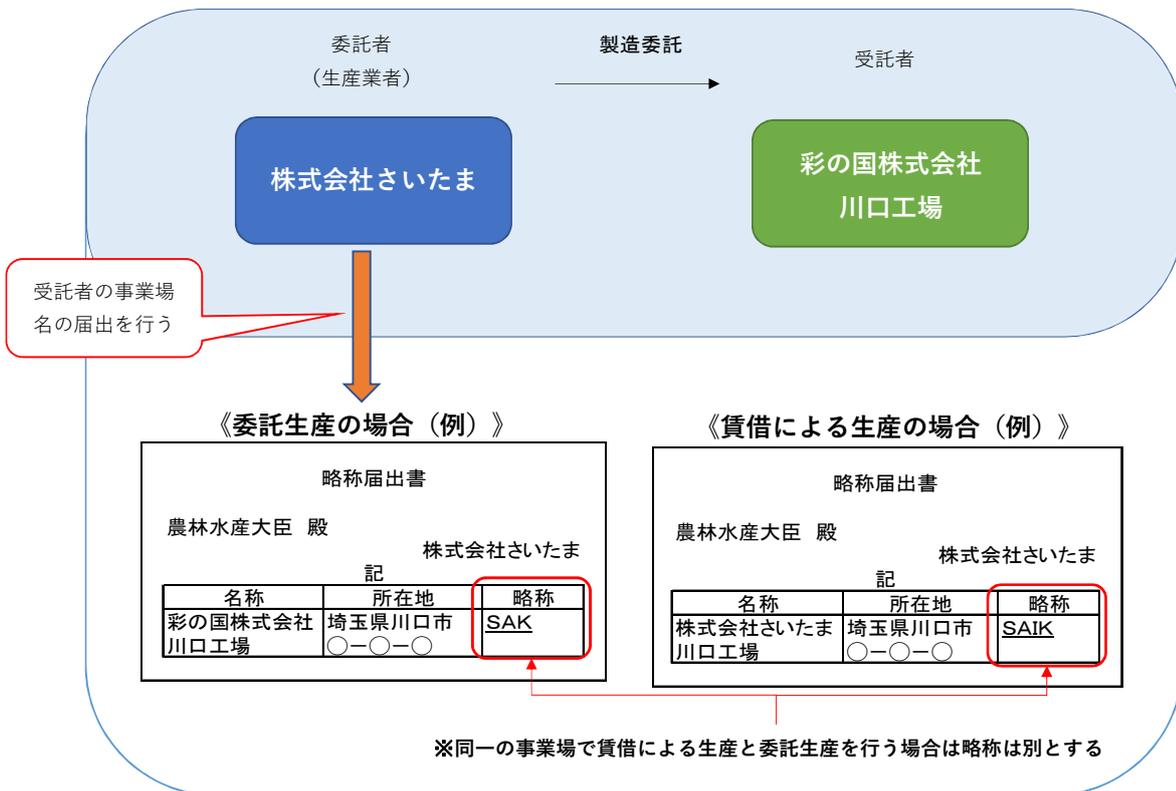
- ① 賃借の廃止届出を提出
- ② 委託生産の届出書を提出

※賃借による生産で使用していた略称を使用することが可能です。

【賃借による生産と委託生産を併用する場合】

- ① 委託生産の届出書を提出

※賃借による生産で使用していたものとは別の略称としなければなりません。



《参考》受託者の使用している略称との考え方

受託者（例：彩の国株式会社）が生産業者として使用している略称と委託者（例：株式会社さいたま）が委託生産により生産した肥料の表示に使用する略称については、必ずしも別の略称とする必要はありませんが、表示の誤り等が発生しないように、別の略称としていただくことをお勧めします。

(注) 本説明資料中の様式については、肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）に定められた以下の所定の様式を用いて手続きを行ってください。

- ・肥料登録申請書・・・規則第1条の4 様式第1号
- ・生産業者保証票・・・規則第11条 様式第9号
- ・肥料生産事業場に係る略称届出書・・・規則第11条第3項 様式第11号の2（イ）